

北海道植樹の日・育樹の日条例

(植樹の日及び育樹の日)

第1条 道民一人ひとりが、植樹及び育樹（枝打ちその他の樹木を育成するための行為をいう。以下同じ。）を通じて、森林及び樹木に触れて親しむことにより、身近な場所からはるかな山並みに渡る緑の木々に思いを寄せ、北海道の森林の豊かさ及び森林がもたらす様々な恵みに感謝する心を育み、協働による森林づくり（北海道森林づくり条例（平成14年北海道条例第4号）第2条第1号に規定する森林づくりをいう。以下同じ。）を進め、北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日として植樹の日及び育樹の日を設ける。

2 植樹の日は5月の第2土曜日とし、育樹の日は10月の第3土曜日とする。

(植樹月間及び育樹月間)

第2条 道民の植樹及び育樹に関する活動への積極的な参加の促進のため、前条第1項の趣旨にふさわしい取組を行う期間として植樹月間及び育樹月間を設ける。

2 植樹月間は5月とし、育樹月間は10月とする。

(道の役割)

第3条 道は、植樹の日及び育樹の日並びに植樹月間及び育樹月間を広く普及するものとする。

2 道は、道民及び市町村、事業者その他の関係団体と協働し、植樹の日及び育樹の日を中心として、第1条第1項の趣旨にふさわしい植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの施策を実施するよう努めるものとする。

(道民の役割)

第4条 道民は、植樹の日及び育樹の日を中心として道及び市町村、事業者その他の関係団体が実施する植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。